

令和2年1月8日

保護者 様

京都府立東稜高等学校
校長 中嶋 知彦

インフルエンザ流行の防止及び 感染に伴う出席停止の手続き（変更）について

初春の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本校の教育に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年度もインフルエンザが流行の兆しを見せています。感染の拡大を防止するため、各御家庭におかれましても、インフルエンザ感染予防の徹底とともに、お子さまの健康状態の把握に努めていただき、感染の疑いがある場合はいち早く医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

今回、現行の出席停止の手続きの簡略化を図るため、インフルエンザに限り、下記のように変更させていただきます。学校は集団生活の場であり、インフルエンザの流行を招きやすいという側面があります。学校保健安全法施行規則では、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。疑わしい状況での登校は控えていただくとともに、インフルエンザ罹患に伴う出席停止の手続きについて御理解、御協力をお願いいたします。

なお、インフルエンザ以外の感染症による出席停止は、従来どおり様式1で手続きしてください。

インフルエンザ罹患に伴う出席停止の手続きについて

1. 医療機関でインフルエンザと診断されたら、必ず医師の指示に従い、自宅で療養し出席停止期間は登校を控えてください。
2. 診断後、早急に電話等で学校（TEL075-572-2323）に連絡してください。
3. 回復後、初めて登校する日、授業に出る前に下記の2種類の書類を保健室に提出してください。
 - ①別紙「インフルエンザによる出席停止について」（様式2）
※保護者記入による申告に変更します。
 - ② 次のア～オのいずれかの書類（本人氏名、受診日、医療機関名が記載されているもの）

ア. 薬剤情報提供書（処方された薬の説明書）

イ. 調剤明細書（調剤の内容が記載された用紙）

ウ. 診療明細書（病院で領収書と一緒に受け取る診療の内容が記載された用紙）

エ. インフルエンザ検査結果報告書

オ. 診断書（ただし、有料となります。）

※上記のア～オの書類は確認が済みましたら返却いたします。

※「インフルエンザによる出席停止について」（様式2）は、全校生徒へ1部ずつ配布します。不足分等は、本校のホームページよりダウンロードしてください。